

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画の修正（案）について

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

2. 主な修正の内容

(1) 通報基準（EAL）の記載に係る修正

① 「別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準」及び「別表-19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準」中、排気モニタの通報基準について、「別表-20 排気モニタの通報基準（SE02及びGE02）」として記載を追加した。

② 同上の表中、「火災・爆発等による管理区域外での放射線の検出（SE04/GE04）」について、放射線量を測定する具体的方法を記載した。

(2) 原子力防災管理者の代行順位に係る修正

「別表-3 原子力防災管理者の代行順位」について、研究所の保安に関する組織の構成に基づいた恒常的な順位となるよう修正した。

(3) 防災訓練の計画及び実施を踏まえた修正

原子力事業所災害対策支援拠点に機構本部を追加するよう見直し、「別図-6 原子力事業所災害対策支援拠点の位置」及び「別表-11 原子力事業所災害対策支援拠点の場所」を修正した。

(4) 周辺住民に対する平常時の広報活動に係る記載の追加

周辺住民に対する平常時の広報活動について、「第2章 原子力災害事前対策の実施」の「第8節」として記載を追加した。

(5) 他の原子力事業者への協力に係る記載の修正

「別表-15 (1) 特定事象応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与」について、茨城県地域防災計画（改正案）との整合を図るため、警戒事象の発令時における関係機関への協力について記載を追加した。

(6) 原子力防災資機材の保管場所に係る修正

「別表-5 原子力防災資機材」について、防護資機材の保管場所の変更に伴い記載を修正した。

(7) JRR-2 の原災法への適用に係る修正

廃止措置中の JRR-2 について、原災法の適用施設であることから、「別図-5 緊急時対策所（現地対策本部）及び事故現場指揮所」、「別表-1 原災法に係る対象施設」及び「別表-5 (2) 排気筒モニタリング設備」へ関連事項を追記した。

(8) STACY の設置変更許可及び TRACY の廃止措置移行に伴う修正

「別表-5 (2) 排気筒モニタリング設備」について、STACY の設置変更許可及び TRACY の廃止措置移行に伴い排気ガスモニタ及び排気ダストモニタの台数の記載を修正した。

(9) 平成 30 年 1 月 22 日（直近の修正）以降に生じた軽易な修正として「読み替え表」を提出した、事務的な内容の変更に伴う修正

（平成 30 年 4 月 6 日付け及び平成 30 年 7 月 6 日付け読み替え表の反映）

(10) その他の修正

上記に加え、記載の適正化等の所要の見直し

以上